

台風時・異常気象時における対応について

稲沢市立領内小学校

1 稲沢市に特別警報・暴風警報（暴風雪警報含む）が発表された場合

（１）登校前に発表された場合

☐ 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 15 分）までに解除された場合	・ 平常通りの授業となります。
☐ 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 15 分）から午前 11 時までに解除された場合	・ 原則として、解除されてから 2 時間後に授業となります。 ※ 警報解除後も登校が危険な場合は、自宅待機の場合もあります。 警報解除後の対応については、緊急メール配信・ホームページ等により各家庭に連絡します。
☐ 午前 11 時を過ぎても、特別警報・暴風警報が解除されない場合	・ 休校となります。

（２）在校時に発表された場合

対応方法については、緊急メール配信・ホームページ等により、各家庭に連絡します。

☐ 安全に下校できると判断した場合	・ 緊急下校となります。 ※ 一斉下校を行う旨を緊急メール配信・ホームページ等により各家庭に連絡します。 一斉下校の際は、職員が付き添います。
☐ 下校させることが危険と判断した場合	・ 学校待機となります。 ※ 学校待機、引き渡し下校に関して、緊急メール配信・ホームページ等により各家庭に連絡します。

特別警報の発表基準

- 数十年に一度の大雨，強度の台風，積雪等が予想される場合，現象の種類に応じて，「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし，「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

2 稲沢市に大雨警報・洪水警報・大雪警報が発令された場合

☐ 登校前に発令された場合	・ 平常通り登校となります。 ※ 通学路の安全が確保されない場合は自宅で待機させ、その旨を学校にご連絡ください。
☐ 在校時に発令された場合	・ 平常通りの授業となります。 ※ 状況に応じて学校待機・緊急下校・引き渡し下校を行います。 その際には緊急メール配信・ホームページ等により、各家庭に連絡します。